

消費生活相談の
関連法規

芸能レッスンの受講契約
— 業務提供誘引販売取引 —

相談事例をととして相談内容のポイントを探り、消費生活相談の現場に役立つ法規等の情報を届けます。

洞澤 美佳
Horasawa Mika

弁護士
日弁連消費者問題対策委員会委員。第二東京弁護士会消費者問題対策委員会幹事。
第24次東京都消費生活対策審議会委員。

事例

第8回は「業務提供誘引販売取引」の事例を取り上げます。



2カ月前、エキストラの募集に応募し、登録の手続きをした。オーディション後「仕事はたくさんあるので、一緒にやっとう。については学校に行ってもらおう」と、レッスンの受講契約を勧められた。受講費用は、入会金10万円と受講料1年間45万円、合計55万円である。「支払えない」と言うと、受講料はエキストラの収入で賄えると言われたので、クレジットカードを使い、リボ払いで支払うことにした。事業者から仕事の紹介メールは来るが、何度応募しても断られ、仕事ができない。レッスンは4度受けたが、支払いが厳しいので解約したい。

(40歳代 女性 給与生活者)



業務提供誘引販売取引とは

特定商取引法(以下、法)における「業務提供誘引販売取引」とは、以下の(1)~(3)の各要件を満たす取引のことをいいます(法51条)。

- (1)物品の販売または有償で行う役務の提供(いずれの場合もそのあっせんを含む)の事業であって、
- (2)販売の目的物たる物品、または提供される役務を利用する業務に従事することにより得られる利益(業務提供利益)を収受し得ることをもって相手方を誘引し、
- (3)その相手方(消費者)と特定負担を伴う取引をすること。

業務提供誘引販売取引は、これらの要件を満たす取引を行う者(業務提供誘引販売業者)と消費者との間でなされる取引です。「業務の提供」と「物品の販売または有償で行う役務の提供(以下、物品販売等)」の2つの要素がポイントで、

これらを一体の契約としてとらえる点に特徴があります。

(1)は、業務提供誘引販売業者が「業務の提供」「物品販売等」のすべてを自ら行う場合もあれば、業務提供誘引販売業者がこれらを行う者をあっせんする場合があります。これを整理したのが

パターン	業務提供誘引販売業者	業務提供	物品販売(又は役務提供)
1	甲	甲	甲
2	甲	乙	甲
3	甲	甲	丙
4	甲	乙	丙
5	甲	丁	丁

表 業務提供誘引販売業者と業務提供と物品販売の関係

- ※ 乙丙丁はいずれも、甲があっせんした者
- パターン1 業務提供誘引販売業者である甲が、業務提供も物品販売等も担う場合
 - パターン2 業務提供誘引販売業者である甲が、物品販売等のみ担い、業務提供は乙が行う場合
 - パターン3 業務提供誘引販売業者である甲が、業務提供のみ担い、物品販売等は丙が行う場合
 - パターン4 業務提供誘引販売業者である甲は、業務提供も物品販売等も行わない場合
 - パターン5 基本的にパターン4と同じだが、業務提供と物品販売等を行う者が同じ場合

表で、パターン1～5のいずれの場合も法の規制対象となります。

(2)は、①提供される業務は、業務提供誘引販売業者が提供し、またはあっせんするものでなければなりません。また、②提供される業務は、業務提供誘引販売業者から購入し、または、そのあっせんにより購入した商品または役務を「利用」して行われる業務でなければなりません。「業務提供利益」とは、①②を満たした業務に従事することにより得られる利益のことをいいます。なお、ここでの「利用」とは、例えば資格取得講座を受講して資格を取れば仕事を提供するという場合、勉強によって得られた知識を「利用」する仕事であればよく、資格を利用した仕事でなくとも、資格取得講座のための試験問題を作ったり、答案の添削をするような仕事であっても「利用」に該当すると考えられます*1。

業務提供利益を収受「し得る」ことをもって消費者を「誘引」すればよく、利益を収受し得るとの期待を抱かせて物品の購入等を勧誘すれば要件を充足します*2。

(3)ですが、特定負担は、通達*3では、業務提供誘引販売取引に伴い顧客が負うあらゆる金銭的な負担とされています。また、特定負担を「伴う」場合であればよいので、特定負担が契約上の義務ないし条件である必要はありません*4。



規制の概要

業務提供誘引販売取引は、「業務の提供」「物品販売等」とで構成される複雑な契約であり、消費者に適切に情報が提供されることが重要です。

*1 村千鶴子『誌上法学講座－特定商取引法を学ぶ－改訂版』(独立行政法人国民生活センター、2016年)63ページ

*2 『特定商取引に関する法律の解説 平成24年版』(消費者庁取引対策課 経済産業省商務流通保安グループ消費経済企画室、2014年)315ページ

*3 消費者庁次長・経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 2013年2月20日通知「特定商取引に関する法律等の施行について」

*4 齋藤雅弘、池本誠司、石戸谷豊『第5版 特定商取引法ハンドブック』(日本評論社、2014年)597ページ

そこで、行政規制も、広告の表示(法53条)、誇大広告の禁止(法54条)、電子メール広告規制(法54条の3、4)といった広告規制があり、違反した場合は指示処分や業務停止命令の対象となるだけでなく、刑事罰の対象ともなります。また、自分がどのような契約をしようとしているのかを消費者に確認させるという意味で、物品や提供される役務を利用する業務の提供またはあっせんについての条件に関する事項や、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項などの記載がされた概要書面並びに契約書面の交付が必要となります(書面交付義務(法55条))。

また、民事ルールとしては、(あ)クーリング・オフ (い)取消制度 (う)契約解除に伴う損害賠償等の額の制限があります。このうち (い)の取消制度では、「その業務提供誘引販売業に関する事項であって、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について、不実告知のみならず、事実の不告知があった場合も取消しの対象となっている点は注意が必要です。



事業所等によらないで 行う個人

業務提供誘引販売取引では、勧誘行為規制(法52条)、書面交付義務(法55条)、クーリング・オフ(法58条)、取消制度(法58条の2)、損害賠償等の額の制限(法58条の3)は「事業所その他これに類似する施設(事業所等)によらないで行う個人」に限って適用されます。これは連鎖販売取引における「店舗等によらずに行う個人」とほぼ同様の意味です。「事業所等」とは、当該業務を行うことを目的とし、相当程度の永続性を有する施設を意味します。通達*3では、関係する業規制法上の許可や届け出等の適正な手続きをしたうえでこれに対応した実質のある事業を行っているような場合が例として挙げられてい

ますが、商売に不慣れな消費者を、収益を口実にして取引に引き込むことを防止する趣旨に鑑み、適用除外の対象となる事業所等に該当する場合は慎重に判断すべきでしょう。



本事例への当てはめの検討

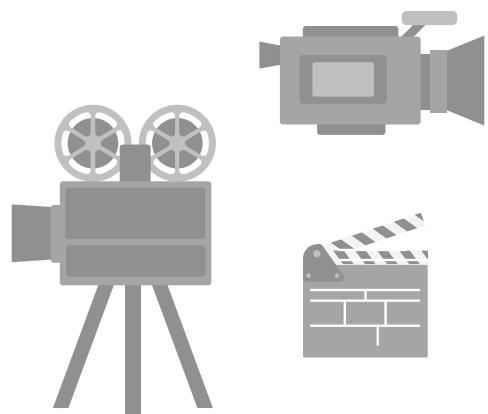
本事例では、相談者は、55万円のレッスン受講契約を締結しています。レッスン契約は、当該事業者が提供する場合でも、当該事業者が他の事業者の提供するものをあっせんする場合でも構いません(要件1))。また、レッスンは、エキストラという仕事に従事するために「利用」するものであると考えられます。もっとも、本事例では「事業者から仕事の紹介メールは来るが、何度応募しても断られ、仕事ができない」とあります。この点、業務提供誘引販売取引に該当するには、役務を利用した業務に従事することにより「利益」を収受し得るとの期待を抱かせて有償の役務提供契約をするよう誘えば足り、業務提供が具体的に約束された「契約」であることは要件とされていません*5。

したがって、本事例でも、レッスン契約のみで業務提供が契約内容となっていなくても問題はなく、「エキストラの募集」として、外形上、事業者からエキストラの仕事が提供されるかたちで応募を募り、相談者に対して「一緒にやっとうこう」「受講料はエキストラの収入で賄える」と告げていることを踏まえると、当該事業者から仕事の提供を通じて「利益」を収受し得るとの期待を相談者に抱かせて有償のレッスン契約を締結させた(要件2))ものと考えられます。その上で、レッスン契約の支払いのためにクレジットカード決済により特定負担を伴う取引を行わせていることから(要件3))、本件契約は、業務提供誘引販売取引として法の適用対象にな

ると考えられます。

ところで、相談者は、レッスン契約を解約することを希望していますが、法の解約手段は、クーリング・オフと取消制度となります。本事例では相談者が、2カ月前にエキストラの登録手続きをしていることからすると、そのころにレッスン契約を締結した可能性があります。業務提供誘引販売取引ではクーリング・オフ期間は、法定書面受領後20日間となっていますが、念のため書面交付の有無、書面不備の有無を確認してクーリング・オフの適否を検討してください。また、事業者は「仕事はたくさんある」「受講料はエキストラの収入で賄える」などと言って勧誘をしていますが、これらについて不実告知による取消権の主張が可能かどうかも検討してみてください。

なお、本事例では、クレジットカードが利用されていますが、包括信用購入あっせんの場合は、個別信用購入あっせんの場合と異なり、クーリング・オフや取消制度の適用がなく、支払い停止の抗弁の主張のみが可能であるとの点にも留意してください。



※ ここに掲載する相談事例は、当時の法令や社会状況に基づき、1つの参考例として掲載するものです。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況や問題発生時期などが異なれば、解決内容も違ってきます。

*5 *1の63ページ、*3の586ページ